

## 第4章 地域連携見守りネットワークの構築に向けて

### 1 孤立死防止・地域連携ネットワークモデル事業終了後の取組について

これからの高齢者に対する見守り活動をよりきめ細かく行っていくためには、前述のようなモデル事業等の結果を踏まえると、地域の実情を把握している地域団体等が相互に連携・協力して、高齢者を地域で見守るネットワークを構築していく必要がある。

その際に、地域に数多くある民間事業者等に、通常の業務の支障とならない範囲での見守り・安否確認に協力してもらう仕組みを採り入れることによって、さらに複合的・重層的な見守り・安否確認のネットワークの構築が可能となる。

今回のモデル事業では、単位町内会（自治会）やマンション管理組合など小規模な地域（範囲）の中でのネットワークづくりを行ってきたこともあり、町内会等の住民組織・民生委員など地域の方の協力や地域包括支援センターなど関係機関の全面的な支援が得られたとともに、協力要請した地域の事業者の半数近くからモデル事業の趣旨の賛同が得られた。このように地域社会におけるこうした取組に対する関心の高さが改めて確認できるなど、十分な成果があったところである。

しかしながら、こうした仕組みを整えたものの、このモデル事業の中で実際に対応した事例が発生しなかったこともあり、緊急時の具体的な連携方法の確認など、ネットワークの有効性についての十分な検証ができなかった。

このため、今後は、ネットワークづくりの対象地域の範囲を拡大して、こうした緊急時の対応についても検証可能な程度の事例を積み重ねる必要がある。

また、最近の孤立死を取り巻く課題としては、高齢者に限らず、障がい者や生活困窮者などさまざまな世帯でも起こり得ることが指摘されている。

今後、こうした課題にも的確に対応していくためには、事業者等が異変等を発見した場合の連絡を一元的に受け付け、そこを拠点に、事案に応じた関係機関との適切な連絡・調整を行う受け皿体制をしっかりと整えることが必要である。

このため、こうした受け皿の整備をまずは優先的に進め、次のステップとして、改めて民間事業者と連携したネットワークづくりを行い、状況を見極めながら他の地域にも順次拡大することを目指していく。

### 2 今後の地域連携見守りネットワーク構築における課題について

異変等を発見した際の連絡先の体制整備の他にも、今後、地域連携見守りネットワークを構築するためには、以下の課題がある。

#### ア 町内会、福祉のまち推進センター・民生委員等との連携強化

今回のモデル事業では、地域包括支援センター等が安否確認等の対応をし

た後に、継続して見守りが必要と判断される場合は、町内会・福まち・民生委員にフィードバックして、地域で見守りをしてもらうような関係を築いている。

しかしながら、今後、ネットワークを拡大して実施するにあたっては、福まちや単位町内会など連携・協力が必要な関係者が多数あり、その区域も広範囲に及ぶことから、事業の趣旨の浸透など関係者間の理解・協力関係をいかに築いていくかが課題である。

## イ 個人情報の共有化

今回のモデル事業では、民間事業者からの地域包括支援センター等への連絡により、地域包括支援センターが安否確認を行う必要がある場合、同センターが自ら保有している情報以外については、**1)** 町内会・福まち・民生委員や**2)** 区役所などへ、情報の確認を依頼することとしており、明らかに本人にとって有益と認められるか差し迫った危機などの際に限ったうえで、情報をスムーズに提供し合うことを関係者で確認している。

しかしながら、今後、ネットワークを拡大して実施するにあたっては、福まちや単位町内会など関係者が多数あり、その区域が広範囲に及ぶことから、個人情報の共有化に向けて、関係者間の連携・協力関係をいかに築いていくかが課題となる。

## ウ 民間事業者への協力要請を行う主体

見守りに協力してもらう事業者へ中心となって働きかける主体をどこにするのか  
(例えば、①宅配・配食業者など比較的広域的に業務を行っている事業者に対して札幌市が協力要請を行って、覚書等の締結を行う※とともに、②地域の薬局、理美容院などの事業者については必要に応じて福祉のまち推進センター等が協力依頼をする など)

札幌市では、平成23年2月にコープさっぽろとの間で高齢者の見守りについての全市民的な規模の協定を締結している。

その後、平成24年12月には、見守りの対象者を高齢者のみならず障がい者にも拡大し、新たに(株)エンパイヤーと札幌ヤクルト販売(株)との間で協定を締結するとともに、コープさっぽろの間では、トドック事業の他に改めて、配食サービス事業も加えた形での協定を締結したところである。

具体的な協力内容については、これら事業者が見守り対象者を訪問する中で、異変等を発見した場合、必要な対応を取った後、状況に応じて区役所へ連絡してもらうことになっている。

## エ 緊急時の区役所、警察、消防等と連携した対応

これまでも緊急時に、見守り対象者の住居に入る必要が生じた場合は、その状況に応じて区役所、警察、消防、民生委員などの関係機関等が連携して対応してきているが、今後、地域連携見守りネットワークを構築するにあたり、関係機関等との連携と対応について、どのようなあり方がより望ましいのかについて整理する必要がある。